

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨

- 第 1 節 計画策定の趣旨と目的.....
- 第 2 節 計画の位置づけと計画期間.....
- 第 3 節 計画対象廃棄物.....
- 第 4 節 広域的取組の推進.....

第 2 章 刈谷市の地域特性

- 第 1 節 社会環境.....
- 第 2 節 上位計画.....

第 3 章 ごみ処理の現状と課題

- 第 1 節 ごみ処理の流れ.....
- 第 2 節 ごみ処理体制.....
- 第 3 節 ごみ排出量.....
- 第 4 節 資源化、最終処分.....
- 第 5 節 ごみの性状.....
- 第 6 節 ごみ処理経費及び廃棄物行政.....
- 第 7 節 ごみの減量化及び資源化の取組.....
- 第 8 節 ごみ処理評価.....
- 第 9 節 ごみ処理の新たな動向.....
- 第 10 節 ごみ処理の課題.....

第 4 章 ごみ処理基本計画

- 第 1 節 人口及びごみ排出量の見込み.....
- 第 2 節 基本理念及び基本方針.....
- 第 3 節 数値目標.....
- 第 4 節 目標達成に向けた施策.....
- 第 5 節 ごみ処理計画.....
- 第 6 節 食品ロス削減推進計画.....
- 第 7 節 ごみ処理施設の整備に関する事項.....

第 5 章 生活排水処理の現況

- 第 1 節 生活排水処理のフロー.....
- 第 2 節 生活排水処理体制.....

- 第3節 生活排水処理の実績.....
- 第4節 生活排水に関する課題.....

## 第6章 生活排水処理計画

- 第1節 生活排水処理の目標
- 第2節 生活排水処理施設の整備.....
- 第3節 し尿及び浄化槽汚泥の処理.....
- 第4節 生活排水処理対策の普及・啓発.....

## 第1章 計画策定の趣旨

### 第1節 計画策定の趣旨と目的

本市では、循環型社会の実現に向けて、平成29(2017)年度に「刈谷市一般廃棄物処理基本計画 2009～2023年度(2018年改定版)」(以下「前計画」という。)を改定し、令和5(2023)年度を目標年度として、各種施策に取り組んでいます。

前計画は令和5(2023)年度に計画目標年度を迎えることから、国内外の情勢を踏まえた上で、3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))や循環型都市に向けた適正処理を推進することにより、ごみや生活排水を安心安全かつ安定的に処理するための総合的かつ長期的な視点に立った新たな「刈谷市一般廃棄物処理基本計画」(以下「本計画」という。)を策定するものとします。

### 第2節 計画の位置づけと計画期間

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定により、市町村において策定が義務づけられている計画で、国の法律・計画、県の計画及び本市の総合計画と整合したもので、令和6(2024)年度を初年度とし、令和17(2035)年度を目標年度とする12か年計画とします。

なお、本計画は、食品ロス削減の推進に関する法律第13条で規定する「市町村食品ロス削減推進計画」を包括するものです。

### 第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物(ごみ・生活排水)とします。

### 第4節 広域的取り組みの推進

ごみの中間処理(燃やせるごみの焼却処理、粗大ごみの破碎処理)は、本市と知立市との2市で構成する刈谷知立環境組合クリーンセンターで行っています。

本市は現状と同様に、クリーンセンターでごみの中間処理を継続していきます。

## 第2章 刈谷市の地域特性

### 第1節～第2節

人口の推移や産業の状況など、本市の地域特性・概況についてとりまとめます。

### 第3章 ごみ処理の現状と課題

#### 第1節～第10節

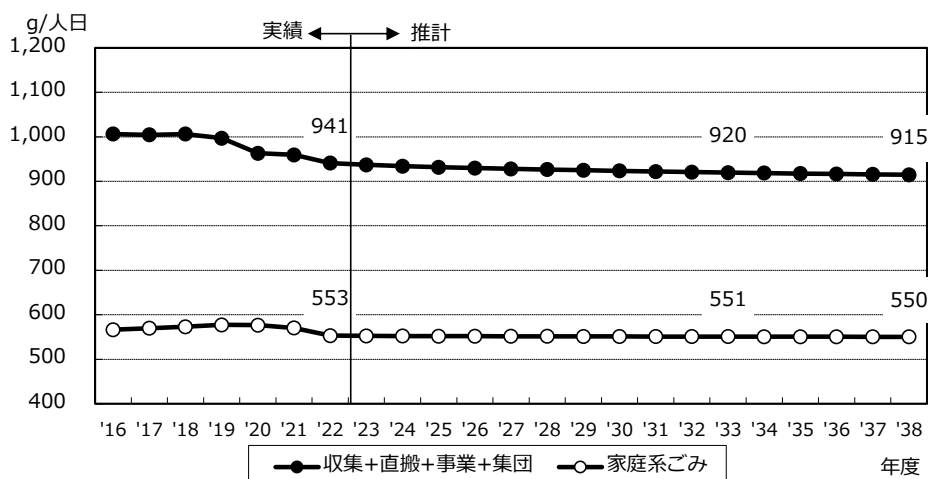
本市のごみの収集・運搬、ごみの排出量、ごみの性状、ごみ処理の体制などの状況や課題となる事項について記載します。

### 第4章 ごみ処理基本計画

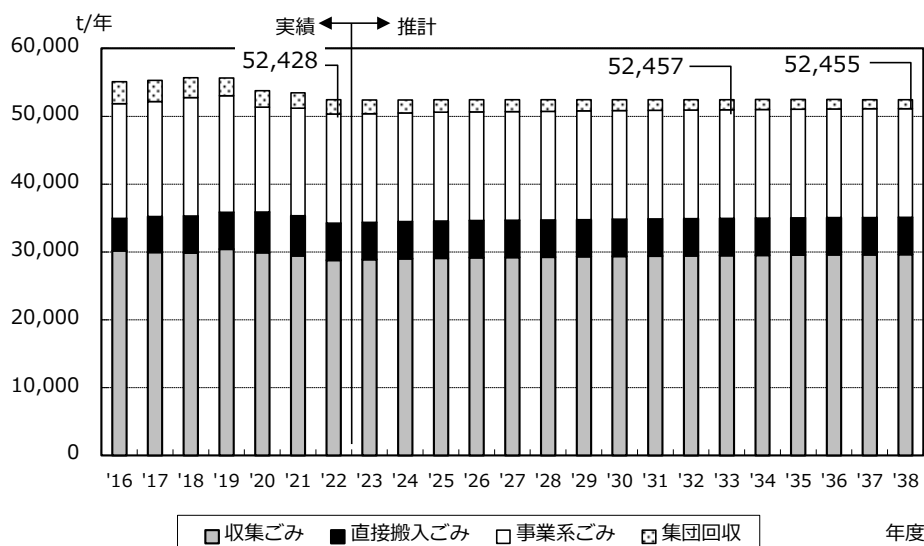
#### 第1節 人口及びごみ排出量の見込み

ごみ排出量は令和2(2020)～4(2022)年度のコロナ禍の影響で変動が激しいため、最新の令和4(2022)年度の実績値の原則横ばい推計としました。

本市のごみ総排出量の推移は、人口が増加するため緩やかな増加傾向と予測します。



注) 家庭系ごみ：(収集ごみ+直接搬入ごみから資源ごみを除いたごみ量)÷人口÷年間日数  
【1人1日当たりごみ排出量】



【ごみ排出量】

## 第2節 基本理念と基本方針

### 基本理念（案）

基本方針 1：市民・事業者・行政の協働による 3R の推進

基本方針 2：ごみの排出抑制と資源の有効利用の推進

基本方針 3：安全で安定した適正処理体制の推進

## 第3節 数値目標

令和 4（2022）年度のごみ排出量は、前計画の目標値を達成しています。本計画では、さらなるごみの減量を目指すものとします。

ごみの排出抑制の対象とするごみは、排出量の半分以上を占める収集ごみを対象に、市民に啓発しやすく、取り組みやすい「燃やせるごみ」及び「不燃ごみ」とします。

本計画の達成状況を測る指標として、以下の数値目標を設定します。

指標	単位	令和 4 年度 (基準年度)	令和 15 年度 (数値目標年度)
家庭系ごみの目標値 <sup>※1</sup>	g/人日	553	524
事業系ごみの目標値 <sup>※2</sup>	t/日	44.1	43.9
資源化率 <sup>※3</sup>	%	14.4%	15%

※1  $(\text{収集ごみ} + \text{直接搬入ごみ} - \text{資源ごみ}) \div \text{人口} \div \text{年間日数}$

※2 事業系ごみの 1 日排出量

※3 資源化量  $\div$  ごみ排出量

#### 第4節 目標達成に向けた施策

目標達成に向け、前計画の施策を踏まえ、目標現在行っているまたは今後行う予定の具体的な施策について、体系化します。

基本方針1：市民・事業者・行政の協働による3Rの推進

基本方針2：ごみの排出抑制と資源の有効利用の推進

基本方針3：安全で安定した適正処理体制の推進

#### 第5節 ごみ処理計画

ごみの適正処理に係るものについて記載します。

1. 収集・運搬計画
2. 中間処理基本計画
3. 最終処分計画

#### 第6節 食品ロス削減推進計画

食品ロス削減対策について国、県の食品ロス削減推進計画の内容や食品ロス削減に関する施策を調査、分析し、食品ロス削減推進計画の目標を定めていきます。

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 本市の食品ロスの状況
4. 食品ロス削減の目標
5. 市民・事業者・行政の役割
6. 食品ロス削減に向けた取り組み

## 第7節 ごみ処理施設の整備に関する事項

刈谷知立環境組合クリーンセンターの効率的かつ適正な運営に対する協力について整理します。また、第1期不燃物埋立場の跡地にある選別施設等の更新などについて整理します。

## 第5章 生活排水処理の現状と課題

### 第1節～第4節

本市の生活排水処理の状況や課題となる事項について記載します。

## 第6章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の目標

本市における生活排水処理の基本理念・基本方針と目標年度令和15（2033）年度における汚水衛生処理率を定めます。

### 第2節 生活排水処理計画

下水道計画との整合性に留意し、処理の目標、生活排水を処理する区域及び人口等について記載します。

### 第3節 し尿及び浄化槽汚泥の処理

し尿及び浄化槽汚泥について、収集・運搬、中間処理、最終処分について記載します。

### 第4節 生活排水処理対策の啓発・普及

生活雑排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性などについて普及・啓発活動を進め、市民の理解と協力を得るための検討を行います。